議案第１１号

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成２８年2月２６日提出

二宮町長　村田　邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の改正により、同法の引用条文の条項に整合を図ること、及び人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第24条第６項」を「第24条第５項」に改める。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第８条第２項中「給与条例第15条２項中」を「給与条例第15条第２項中」に、「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、平成28年４月１日から施行する。

2　改正後の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第１項の規定は平成27年４月１日から、第８条第２項の規定は平成27年12月１日から適用する。

（平成27年12月に支給する期末手当の特例）

3　平成27年12月に支給する期末手当に関する第８条第２項の規定の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の160」とする。

（給与の内払）

4　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

資料１０

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（趣旨）
第１条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</td><td>（趣旨）
第１条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</td></tr>
<tr><td>（給与に関する特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>371,000</td></tr><tr><td>2</td><td>419,000</td></tr><tr><td>3</td><td>471,000</td></tr><tr><td>4</td><td>532,000</td></tr><tr><td>5</td><td>607,000</td></tr><tr><td>6</td><td>709,000</td></tr><tr><td>7</td><td>829,000</td></tr></table>
２～４　（略）</td><td>（給与に関する特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>370,000</td></tr><tr><td>2</td><td>418,000</td></tr><tr><td>3</td><td>470,000</td></tr><tr><td>4</td><td>531,000</td></tr><tr><td>5</td><td>606,000</td></tr><tr><td>6</td><td>708,000</td></tr><tr><td>7</td><td>828,000</td></tr></table>
２～４　（略）</td></tr>
<tr><td>（給与条例の適用除外等）
第８条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第２条、第14条の２第３項及び第15条第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の２第３項中「管理職手当を支給さ</td><td>（給与条例の適用除外等）
第８条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第２条、第14条の２第３項及び第15条第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の２第３項中「管理職手当を支給さ</td></tr>
</table>

改正後	改正前
れる職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第２項中「、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。 ３・４　（略）	れる職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条２項中「、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。 ３・４　（略）